

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人》・研修生	2026年度 春季
外国語 (日本語)		

《解答又は解答例》

- (1) 「社会あるところに法あり」とは、われわれが社会において共同生活を営むとき、そこに一定の秩序を保つためには、いかなる社会にあっても、その構成員が守らなければならない規範が存在することを意味する。ここでの「法」とは、近代国家の法のように体系づけられ、明確な強制力によって裏づけられたもののみではなく、広くその社会の秩序を正しく保持するのに必要な行為の基準を意味する。
- (2) 第1に、行為規範とは、自然科学の法則が属する必然の法則とは異なり、「かくあらねばならない」という当為の法則であり、よりよい世界の構図をえがくものであって、現実と一致しない場合があるにもかかわらず妥当するものである。第2に、行為規範とは、人間の行為を規律するものであり、直接に人間の行為に関係する当為の法則に属する。
- (3) 行為規範としての法は、流行、風習、集団内部のしきたりや道徳といった他の各種の行為規範と比較すると、組織された力による最もきびしい義務づけを行う行為規範として最も強い強制力をもつという性質を有する。特に近代国家の法は、法によって組織され、規律されている社会における行為規範として、体系づけられ、明確な強制力によって裏づけられているという性質を有する。

《出題の意図》

本問は、伊藤正己＝加藤一郎編『現代法学入門〔第4版〕』（有斐閣、2005年）からの抜粋である（同書7-11頁〔伊藤正己執筆〕）を通じて、受験者の日本語に関する読解力や文章力を問うものである。

【設問】の小問(1)から(3)までにおいて、上記文章の文脈に即して、課題文の内容を正確に読解することができているかを問うとともに、理解した内容を正確な日本語で適切に示すことができるかを問うている。